

8月30日(金)から 特別警報の運用を開始します

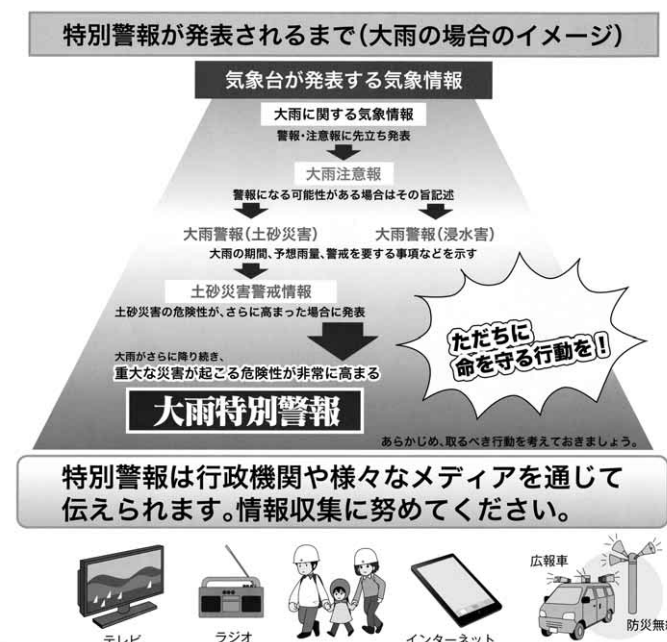
■警報の発表基準をはるかに超える現象に対して、特別警報を発表します

特別警報は、「東日本大震災」における津波や「平成23年台風第12号」による豪雨など、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害の起こるおそれ大きい場合に発表されます。

■特別警報が発表されたら、身を守るために最善を尽くしてください

特別警報が発表されたら、屋外の状況や避難指示・勧告などに留意し、ただちに命を守るための行動を取ってください。早め早めの行動があなたや家族の命を守ります。

問い合わせ 前橋地方気象台防災業務課 ☎027(231)1404へ



市内で自動車に対する器物損壊事件が多発しています

市内の中心部で自動車のタイヤをパンクさせられたり車体に傷を付けられたりする器物損壊被害が相次いでいます。事件発生時間帯は午後10時から午前6時までの間で、場所は人通りの少ない路地や人目に付かない駐車場です。

沼田警察署では夜間の警戒を強化していますが、自動車を保有する人は駐車方法に注意するなど被害防止措置を取り、不審者や不審車両を発見した場合は110番通報してください。

問い合わせ 沼田警察署 ☎220110へ



学校紹介

わたしたちの沼田西中学校



私たちの沼田西中学校は、絶え間なくめぐる利根川の流れのように、清くたくましく明るい学校です。また部活動も活発に行われていて、野球や剣道では全国大会にも出場しています。今年度の生徒会スローガンは「make all together」みんなでつくる西中」です。このスローガンは、生徒会本部や先生方だけでなく、全校生徒一人一人が丸となって西中をつくっていくという意味を込めて考えました。生徒会活動の一部としてみんなのできる、地域のごみ拾いボランティアや朝のあいさつ運動、いじめをなくすための運動などを行っています。いじめをなくす運動では、月別に、いじめ撲滅を目指した目標を作り、それを生徒集会などで全校に周知するとともに学級で確認します。



沼田西中学校校舎

この活動は1月から12月の1年間を活動期間とすることで、生徒会本部の活動期間とも合わせていく予定です。さらに4、5月を強化月間とし新学期を迎える在校生だけでなく、新入生の気持ちも高めていきたいと思っています。西中では、夏休み明けに資源回収活動を行います。生徒が保護者の方々と一緒に、自分の住む地域をまわりながら活動します。また、三大行事として、5月下旬のマラソン大会、9月の運動会、10月の文化祭があります。文化祭は、午前に地域の方々を講師の先生として招き、普段できないことを学ぶ体験学習をします。そして、午後には合唱コンクールがあります。このようなクラス対抗の行事をきっかけに、クラスが丸となってまとめることができます。今後さらに学校全体が一つになれるように一人一人が意識して、よりよい西中を目指していきたいと思っています。

(3年 塩野あさひ)

該当する人は申請をしてください

児童扶養手当

問い合わせ 子ども課子育て支援係(東原庁舎内) ☎内線77258



児童扶養手当は、次のいずれかに該当する児童が18歳に達した後、最初の3月31日(障害がある場合は20歳になる日)までの間、その児童を監護養育している父、母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

支給要件

- ①父母の離婚後、父または母と生計が別の児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度障害の状態の児童
- ④父または母の生死が不明な児童
- ⑤婚姻しないで生まれた児童
- ⑥その他(父または母から1年以上遺棄されている、父または母が1年以上拘禁されている、父母が不明など)

支給額(基本月額)

全部支給 4万1,430円

一部支給 9,780円～4万1,420円

※児童が2人以上の場合には、2人目は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算されます

手当が支給されない場合

- ・父または母が事実上の婚姻関係にある場合
- ・公的年金の給付を受けることができる場合
- ・父、母、養育者、または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合

児童扶養手当を受給している皆さんへ

8月30日(金)までに

現況届の手続きをしましょう

該当する人には通知を送付しますので、必ず手続きをしてください。

現況届受け付け日程表

受付期間	受付時間	受付場所
8月1日(木)～16日(金)	午前8時30分～午後5時15分	子ども課子育て支援係(東原庁舎内)
8月26日(月)～30日(金)		
8月19日(月)～23日(金)	午前8時30分～午後7時	東原庁舎2階会議室

※土・日曜日を除く

白沢町、利根町在住の人は次の期間、白沢町・利根町振興局でも手続きができます。

受付期間	受付時間	受付場所
8月19日(月)、20日(火)	午前8時30分～午後5時15分	白沢町・利根町総務課市民係